

議会議事務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十五号

議会議事務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

議会議事務局長に対する事務委任規則（平成二十一年広島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（議会議事務局長への委任） 第二条（略） 一（略） 二（略） （一）工事又は製造の請負に関すること。 （二）（八）（略） 三十九（略）	（議会議事務局長への委任） 第二条（略） 一（略） 二（略） （一）建設工事に関すること。 （二）（八）（略） 三十九（略）

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。